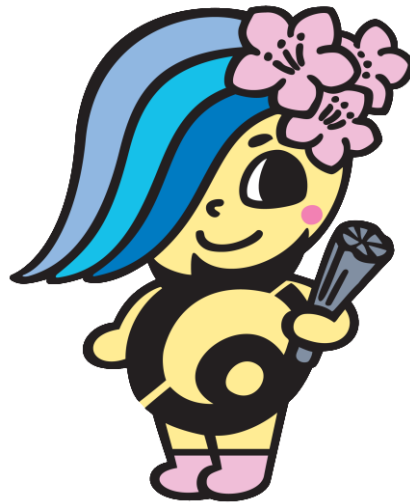


南牧村いじめ防止基本方針



平成28年12月

南牧村教育委員会

第1 いじめ防止等のための対策の基本的事項

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

児童生徒の尊厳を保持するとともに、村立小中学校（以下「学校」という。）、家庭、地域、村、その他の関係機関の連携の下、いじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止等の対策に関し、村としての基本的な方針を示すものとして、「南牧村いじめ防止基本方針」を定めます。

2 基本理念

いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こり得る最も身近で深刻な人権侵害です。児童生徒の尊厳、権利を保護するため、また最善の利益を考慮するため、いじめの未然防止の取組みを進めなければなりません。

各機関の関係者が連携しながら、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え

- (1) いじめ防止等の対策により、児童生徒が安心して学校生活を送れるようにする。
- (2) いじめ防止等の対策においては、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童生徒に十分に理解させる。
- (3) いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、保護者、学校、地域、村及び教育委員会その他の関係機関等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

第2 いじめ防止等のための取り組み

1 児童生徒として

- (1) 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対して思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない環境づくりに努めます。
- (2) いじめがあると思われるときは、当事者に声をかけたり周囲の人に相談したりします。

2 保護者として

- (1) いじめに対し、また、いじめが社会の禁止行為であることに対し、正しい認識を持ち、どの子どももその加害者にも被害者にもなり得ることを意識しながら、子どもの様子に常に気を配り、子どもと語り合う時間を大切にして、日頃から子どもが悩みを相談しやすい雰囲気づくりをします。
- (2) いじめを発見した場合、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関に相談または通報します。
- (3) 携帯電話、スマートフォン等インターネットによる犯罪やトラブルを防ぐため、それらを持たせる際には、使い方について家庭内でルールを決めて、フィルタリングサービスを利用します。

3 学校として

- (1) 学校いじめ防止基本方針を策定し、あらゆる学校活動を通じて、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指します。
- (2) いじめを絶対に許さないことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長、教頭のリーダーシップの下、組織的に取り組みます。
- (3) 児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、児童生徒一人一人の状況の把握に努めます。
- (4) いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう、保護者や関係機関と連携して指導にあたり、継続的な指導と個に応じた支援を充実させます。

4 地域として

いじめは、学校以外の場所でも発生します。児童生徒の成長や行動に関心を持ち、保護者、学校、関係機関等と連携していじめの防止に努めます。

5 村及び教育委員会として

- (1) 学校と連携し、いじめの未然防止及び早期発見に努めます。
- (2) いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行なった者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、関係機関との連携の強化、その他必要な体制の整備に努めます。
- (3) いじめに関する報告を受けたときは、いじめの実態把握に努めるとともに適切かつ迅速にいじめ防止のために必要な措置を講じます。

第3 重大事態への対処

1 重大事態の把握及び報告

学校は、重大事態が発生したときは、法第30条第1項の規定に基づき、教育委員会を通じて速やかに村長に報告します。

また、教育委員会は、事態発生による児童生徒の被害救済等について、警察等の関係機関と連携のうえ対処にあたります。

重大事態とは（法第28条第1項）

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

2 調査の実施

教育委員会は、学校からの重大事態発生の報告を受け、速やかに当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。この調査を行うため、学校からの報告内容をもとに、調査のための組織を学校又は教育委員会の下に設置します。

調査の主体は、学校又は教育委員会のいずれかとなりますが、学校が主体の調査では十分な結果が得られないと判断する場合などに、教育委員会が主体となります。

3 調査を行うための組織

(1) 学校が主体となって調査を行う場合

- ・学校に設置されたいじめ防止対策委員会（いじめ対策校内委員会）を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える等、校長が組織を設置して調査を行います。

(2) 教育委員会が主体となって調査を行う場合

- ・学識経験者や精神科医、心理や福祉の専門家などの有識者のほか当該重大事態に利害関係を有しない第三者等の中から構成する調査委員会を設置するものとします。

4 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、法第28条第2項の規定に基づき、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、調査により明らかとなった事実関係等その他必要な情報を提供します。また、調査結果について村長へ報告します。

なお、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する調査結果に係る情報提供は、関係者や他の児童生徒の個人情報保護に配慮しながら、十分な説明を行いません。

【取組の評価・検証】

教育委員会は、いじめの防止等に向けた取組の検証を随時行い、その都度改善に努めます。